



JAF

一般社団法人 日本自動車連盟

モータースポーツ部
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30
日本自動車会館10F
TEL: 03-3578-4936
FAX: 03-3578-4937

JAFMS202606-0277218

2026年6月10日

全日本スーパーフォーミュラ選手権
全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権
関係者 各位

一般社団法人日本自動車連盟
モータースポーツ部
部長 村田 浩一
【押印省略】

2026年全日本スーパーフォーミュラ選手権／全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則の統一解釈について（全日本レース選手権ブルテンNo. 003-2026）

標記について、レース部会審議結果に基づき、下記の通り解釈を統一し補完いたしますので公示いたします。（即時適用）

記

1 該当条項：

(1) SF 第6条 参加車両 6. 1)

6. レース終了は、フィニッシュライン（最終のコントロールライン）を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとは、コースおよびピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。

1) レース距離が300km設定の競技会について、設定距離が走破される前に2時間が経過した場合は、この時間が経過した後にレース先頭車両がラインを通過した時点で、レース終了の合図が提示される。（赤旗中断の場合は、中断の時間を除き、所要時間が2時間に達した時点で提示される。）

2) ～ 3) (略)

(2) SFL 第6条 参加車両 6.

レース終了は、フィニッシュライン（最終のコントロールライン）を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとは、コースおよびピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。

設定されたレース距離が走破される前に以下の時間を経過した場合は、この時間が経過した後にレース先頭車両がラインを通過した時点で、レース終了の合図が提示される。（赤旗中断の場合は、中断の時間を除き、所要時間が夫々の時間に達した時点で提示される。）

1) ～ 2) (略)

2 上記1下線部の統一解釈：

この時間が経過した次の周回でレース先頭車両がラインを通過した時点で、

3 理由：

第36条2.との整合性から内容を明確化するため。

<参考> 第36条2.

予定されたレース距離が終了する前に設定された時間が経過した場合、
予定された周回数を超えないことを条件に、設定された時間が経過した次の
周回でコントロールラインを先頭車両が通過した時点で、当該先頭車両に終
了の合図が表示される。

以 上